

全農を村のスミ／＼におび進出させろ！
第七回大会万々！
一九三四・一・一〇。

全国農民組合岡山縣聯合会
第七回大会

全回農民組合岡山県聯合会規約(草案)

第一章 總則

第一條 本会は全回農民組合岡山県聯合会と称し、本部を岡山市におく。
第二條 本会は全回農民組合の統制の下に、その宣言、細領、決議の貫徹を計るを以て目的とす。
第三條 本会は岡山県下の全回農民組合加盟の總ての支部をもつて組織す。

第二章 機関

第一條 大会は本組合最高の決議機関にして、本会の重要な事項一切を審議し、決行す。
第二條 大会は大会代議員を以て構成し、執行委員長、書記長、執行委員のとなす。
第三條 大会代議員は、支部を選挙区とし、其選挙方法は執行委員会に於て決定す。
第四條 大会は毎年一回執行委員長之を召集し、前年度大会に於て定められたる時期及場所にて開催す。